

神戸市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

令和4年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の運転による交通事故の減少を図るため、運転免許の自主返納及びマイナンバーカードの取得を促進することを目的とし、65歳以上で運転免許を自主返納し、マイナンバーカードを所持している者に対して、ICOCAカードを交付する事業(以下「事業」という)の実施について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する運転免許証をいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許を返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) 高齢者 運転免許返納時点において満65歳に達している者をいう。
- (5) ICOCAカード 西日本旅客鉄道株式会社が発行するICカード乗車券をいう。

(事業の内容)

第3条 この事業は、市内に居住する65歳以上の運転免許を自主返納してマイナンバーカードを所持している者に対して、交付対象者の申請に基づき、特典としてICOCAカード5,000円分（利用可能額4,500円、デポジット500円）を、1回に限り交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 令和2年4月1日以降の事業実施期間中に運転免許を自主返納した高齢者。
- (3) 特典の交付申請までにマイナンバーカードを所持している者。

(実施期間)

第5条 この事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和5年3月24日まで（令和5年3月24日神戸市役所到着分まで）とする。

(申請の方法)

第6条 申請者は、本事業の申請を行う時は、次に掲げる書類を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）によって、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、生年月日、連絡先を記載した申請書。
- (2) 申請による運転免許の取消通知書の写し（コピー）。
- (3) マイナンバーカード表面の写し（コピー）。

(特典の交付)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、特典を交付することが適当であると認めたときは、特典を交付する。

- 2 交付件数は、予算の範囲内で市長が認める数とする。
- 3 特典であるICOCAカードは、再交付しないものとする。

(交付の取消)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、当該決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付の取消しを行った場合において、特典として交付したICOCAカードの返還を命じることができる。なお、既に使用している場合にあっては相当額の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要綱は、令和4年4月1日から施行する。